

## 医療情報標準化指針提案申請書(新規)

申請受付番号	20230509-01	事務局受付日	2023年5月9日	申請日	2023年5月9日
提案申請団体名 ・責任者名	日本IHE協会・安藤 裕		規格作成団体名 ・責任者名	日本IHE協会・安藤 裕	
提案規格案名 (版数)	和名	トークンを用いたクラウド型情報交換技術仕様			
	英名	Token-based cloud health information sharing			
提案規格案の目的、概要(提案規格案策定経緯及び決定プロセス)	和文	本技術仕様を利用すると、事業者が中心となる設備を用意し、各施設がそれぞれ利用者の形で参加することによりゆるやかなコミュニティを形成して、シンプルな形で医療情報の交換システムを構築することが可能になる。トークンを用いることにより、誤送信を防止し、システム設計が簡単になる。また、受領側の施設では実データを取得し施設内のシステムに格納することができる。			
	英文	This specification enables simple health information exchange service between healthcare providers. The use of tokens prevents misdirection of the information. The recipient facility can acquire the actual data and store them in their own electronic medical record or PACS.			
<p>提案規格案の申請理由、適用領域、使用方法</p> <p>施設間の医療情報の交換システムの導入を容易にする技術仕様を提案し、地域医療連携情報システム普及の支援とする。</p> <p>地域医療連携情報システムを構築する際に、参加施設の情報システム間で患者(個人)の医療情報等を交換する場合に適用が可能である。</p>					
<p>関連他標準との関係(相違点及重複点の取り扱い方)</p> <p>既にHELICS標準化指針として制定されている地域医療連携における情報連携基盤技術仕様の一部を利用し、補完するものである。</p> <p>トークンはすでにISO/TS 22691:2021 Health informatics – Token-based health information sharingとしてISO/TSとなっている。</p> <p>この技術仕様により送受するコンテンツのうち、大容量画像は「IHE統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針」としてHELICS標準化指針となっていて、また診療情報提供書と退院時サマリーなどの構造化文書(GDA版、FHIR版)は厚労省標準となっている。コンテンツには画像と構造化文書の両方があっても良いし、画像のみや構造化文書のみでも良い。</p>					
提案規格案の関連情報	メンテナンスの方法(バージョン管理も含む)				
	所定の手続きによって日本IHE協会により定期的に見直され、改定があれば更新される。				
	入手資格				
	特になし				
	入手方法				
	下記の日本IHE協会のウェブサイトから入手可能となる予定。 <a href="http://www.ihe-j.org/docs/">http://www.ihe-j.org/docs/</a>				
	有効期限				
特になし					
価格等					
無料					
知的所有権					
本技術仕様の著作権は、日本IHE協会が所有している。 ただし、無償使用可能である。					
添付資料					
トークンを用いたクラウド型情報交換技術仕様					
実務運用上	・氏名 鶴澤昇二 ・TEL:03-5840-9878 ・FAX:03-5840-9879 ・E-mail: uzawa@ihe-				

特記事項

※更新・追加・廃止の時は、以下の一項を選択し、旧規格名(和名)を記載する。

指針の更新・改廃 の場合の旧規格と の関係	<input type="checkbox"/> 旧規格( )を新規格に <b>更新</b> する。
	<input type="checkbox"/> 旧規格( )と新規格が <b>追加</b> で指針と なる。
	<input type="checkbox"/> 旧規格( )を <b>廃止</b> する。

更新時の新旧の相 違点	※バックワードコンパティビリティについても記入してください。
----------------	--------------------------------

※申請した指針は、毎年5月末までに見直しをお願いします。

事務局から問い合わせが行きますので、必要に応じて更新などの手続きをお願いします。

(2009.05.19 改版)